

災害援護資金貸付金 お申し込みの流れ

東日本大震災で被災された方に条件付きで貸付を行う制度です。詳細については担当課までお問い合わせください。

1 申込書、同意書を記入し、提出する。

※無利子を希望の場合、保証人（65 歳未満の方で、別な住所に住んでいる方）が必要です。（申込者が 65 歳以上の場合は必ず連帯保証人が必要です。）

※申込書の保証人欄は保証人の方自身が記入する必要があります。

※保証人が町外の住所の方の場合、最新の所得証明書が必要です。

2 審査（1 か月～1 か月半ほどかかります）

所得状況、滞納の有無を調査し、審査を行います。

※ご希望に添えない場合もあります。

3 決定（又は不支給決定）通知送付

決定後のお手続きと、必要書類等も記載してあります。

4 借用書の記入等の手続き（山田町役場にて）

実印（印鑑登録の登録印）、通帳を持参してください。

借用書の記入、重要事項の説明があります。

5 貸付金の振込

借用書を提出してから 10 日～2 週間ほどかかります。

6 据置期間（貸付日から 6 年）終了 1 か月前に納付書、計画表等送付されます。

早くに繰り上げて返済を開始する「繰上げ償還」制度や、「分割納付」もございます。

必要書類

< 申込時 >

☐ 申込書（保証人の方がいる場合は保証人の署名押印も必要）

☐ 同意書（申請者・保証人）

☐ 契約書等の写し

☐ 保証人の最新の住民票、所得証明（町外の方の場合）

☐

< 決定後（決定通知が届いたら） >

☐ 申込者ご本人の印鑑証明書と登録印

☐ 保証人の印鑑証明書

☐ 通帳（貸付金の振込先の通帳）